国土交通省 中国地方整備局 山口河川国道事務所

のほうふだより

vol.24 R4.11.24

特殊車両の適正な運行をお願いします

- 一定の大きさや重さを超える車両(特殊車両)が道路を通行する場合は、道路法に基づき道路管理者の許可が必要となります。
- 山口河川国道事務所では、特殊車両の適正な運行がなされるよう、 山口県警と協力して、今年度7回目の指導取締を実施しました。

【取締結果】

(今年度11/18現在)

取締台数:66台 違反台数:28台

許可証不携帯 1台

対象車両の約4割が違反

超重量車両が及ぼす影響

車両の重量による道路構造物の疲労に及ぼす影響は、 それぞれ、舗装で4乗、橋(RC床版)で12乗といわれています。



軸重が20トンの車両は、橋(RC床版)に対して 軸重10トンの車両約4,000台分の疲労を 蓄積させることになります。









道路の保全及び交通の危険を防止する観点から、 取締りで通行許可証の有無、内容確認及び車両計測を行い、 違反があれば警告等の指導を行っています。

発行元 問合せ 国土交通省 中国地方整備局 山口河川国道事務所 道路管理第二課 防府維持班

〒747-8585 山口県防府市国衙1丁目10番20号 TEL(0835)22 – 3093 ※特殊車両に関する問合せ 道路管理第一課 TEL (0835) 22 – 1785

